

【令和7年3月31日】

令和6年度末 保税関係通達改正の概要

【Q & A】

令和7年3月

関税局監視課

－履歴－

日付	内容
令和7年3月31日	初版作成

－目次－

1. 改正概要.....	- 1 -
(問1) 令和6年度末保税関係通達改正の趣旨・概要について教えてください。	- 1 -
(問2) 改正項目によって施行日が違う理由を教えてください。	- 1 -
2. 令和7年4月1日施行関係.....	- 3 -
【電磁的記録による保税台帳の保存に係る見直し】 (関基34の2-4他)	- 3 -
(問3-1) 電磁的記録による保税台帳の保存に係る見直しについて、趣旨・概要を教えてください。	- 3 -
(問3-2) 「主務省令第4条第2項及び第3項に規定する措置」とは何でしょうか。 ... - 3 -	
(問3-3) 「税関職員から帳簿に係る電磁的記録の提示又は提出の要求があった場合にその要求に応じることができるようにしておくこと」とはどういうことでしょうか。 - 4 -	
(問3-4) これまで当社はNACCISから配信される民間管理資料の配信の都度、自社のサーバ等へ取得・保存していましたが、今後もこの取扱いは可能でしょうか。 - 4 -	
(問3-5) 電磁的記録による保税台帳の保存に必要な手続や届出を教えてください。 ... - 4 -	
(問3-6) これまで、情報の消滅がないようバックアップ・データを保存していました。今後、保税台帳をクラウドサービス等へ保存する場合においても、引き続きバックアップ・データの保存は必要でしょうか。 - 4 -	
【社内管理規定の整備に係る見直し】 (関基34の2-9)	- 6 -
(問4-1) 社内管理規定の整備 (関基34の2-9) に係る見直しについて趣旨・概要を教えてください。	- 6 -
(問4-2) 「帳簿の概要 (保存方法を含む。)」について、具体的に教えてください。 . - 6 -	
(問4-3) いつまでに社内管理規定に「帳簿の概要 (保存方法を含む。)」を定め、変更後の社内管理規定を税関に提出する必要がありますか。 - 6 -	
【許可の際に付する条件に係る見直し】 (関基42-11他)	- 8 -
(問5-1) 許可の際に付する条件 (関基42-11他) に係る見直しについて、趣旨・概要を教えてください。	- 8 -

(問5－2) 「関税法令違反が疑われる事象が起きた場合には直ちに税関に報告する」旨の条件が追加されました。具体的にどのようなものか教えてください。	- 8 -
3. 令和7年7月1日施行関係	- 9 -
【量的要件の緩和】 (関基43－1(4))	- 9 -
(問6) 保税蔵置場の許可基準 (関基43－1) のうち、量的要件の緩和 (同(4)関係)について、趣旨・概要を教えてください。	- 9 -
【許可期間等に係る見直し】 (関基42－10他)	- 10 -
(問7－1) 保税蔵置場等の許可期間やその更新の期間に係る見直しについて、趣旨・概要を教えてください。	- 10 -
(問7－2) 関基42－10や関基61の4－1における「保税地域の許可等」や「保税地域の許可等の日」について具体的に教えてください。	- 10 -
(問7－3) 保税蔵置場に対する処分基準 (関基48－1) に係る見直しについて、趣旨・概要を教えてください。	- 11 -
4. 令和7年10月12日施行関係	- 12 -
【業務遂行能力の明確化及び審査方法の平準化】 (関基43－1(1)他)	- 12 -
(問8) 保税蔵置場の許可基準 (関基43－1) のうち、業務遂行能力の明確化及び審査方法の平準化 (同(1)関係) について、趣旨・概要を教えてください。	- 12 -
【通販貨物を蔵置する保税蔵置場等における貨物管理】 (関基42－18他)	- 13 -
(問9－1) 通販貨物を蔵置する保税蔵置場等における貨物管理 (関基42－18他) について、趣旨・概要を教えてください。	- 13 -
(問9－2) 「通販貨物」とは具体的にどういう貨物ですか。	- 13 -
(問9－3) 「通販貨物」を蔵置する保税蔵置場等が社内管理規定に規定する必要がある「詳細な手順等」とは、具体的にどのような手順等でしょうか。	- 13 -
(問9－4) 「通販貨物」を蔵置する全ての保税蔵置場等が、詳細な手順等を社内管理規定に規定する必要があるのでしょうか。対象外はありますか。	- 14 -
(問9－5) 保税蔵置場等として、蔵置する貨物が「通販貨物」か否かをどのように判断すればよいのでしょうか。	- 15 -
(問9－6) 「通販貨物」を蔵置する保税蔵置場の許可を新規に申請する場合、保税蔵置場の許可申請書に記載する「蔵置する貨物の種類」の欄にどのように記載すればよいでしょうか。また、総合保税地域の貨物施設の場合はどうでしょうか。	- 15 -

(問9－7) 当社は、既に許可を受けている保税蔵置場等であって、施行日より前から「通販貨物」を取り扱っているのですが、どのように対応したらよろしいでしょうか。	- 15 -
(問9－8) 当社は、既に許可を受けている保税蔵置場等であって、これから「通販貨物」を蔵置したいと考えているのですが、どのように対応したらよろしいでしょうか。	- 15 -
(問9－9) 当社は混載貨物やS P貨物を取り扱っていますが、その中の一部に「通販貨物」が含まれて搬入されることがあります。このように「通販貨物」の取扱いが僅少な場合にも、「通販貨物」を蔵置する保税蔵置場等として、何らかの手続等が必要でしょうか。	- 16 -
【仮陸揚貨物の保税運送に係る手続等の明確化】 (関基21－5他)	- 17 -
(問10－1) 仮陸揚貨物の保税運送に係る手続等 (関基21－5他) の明確化について、趣旨・概要を教えてください。	- 17 -
(問10－2) 当社は、国際トランシップ貨物を取り扱い、陸揚港等以外の港等から積込みを行います。このような国際トランシップ貨物の保税運送についてどのような手続が必要でしょうか。なお、自社倉庫で再混載を行うことも検討しております。	- 17 -
(問10－3) 国際トランシップ貨物について包括保税運送は可能でしょうか。	- 17 -
【包括保税運送の承認要件の見直し】 (関基63－22)	- 18 -
(問11－1) 包括保税運送の承認要件 (関基63－22) の見直しについて、趣旨・概要を教えてください。	- 18 -
(問11－2) 包括保税運送の対象となる保税運送の頻度 (関基63－22(2)) の見直しについて、具体的に教えてください。	- 18 -
(問11－3) 包括保税運送の対象となる貨物 (関基63－22(3)) の見直しについて、具体的に教えてください。	- 18 -
(問11－4) 当社は特定保税承認者 (特定保税運送者、認定通関業者) ですが、実際の運送は他社に委託しています。このような場合、包括保税運送の承認を受けることができるのでしょうか。	- 19 -
(問11－5) 施行日の前に、「施行日をまたぐ包括保税運送」の承認を既に受けている場合又は申告を予定している場合の取扱いを教えてください。	- 19 -

1. 改正概要

(問1) 令和6年度末保税関係通達改正の趣旨・概要について教えてください。

- 税関行政については、越境電子商取引の拡大に伴い輸入件数が急増する等、税関を取り巻く環境が大きく変化する中、不正薬物や金の密輸入の摘発件数が高水準で推移しており、厳格な水際取締りと円滑な通関の両立に努めているところです。
- 保税制度については、国際物流の動向の変化に対応し、厳格な水際取締りの水準を維持しつつ、多様なニーズに応えて貿易の円滑化を図るとともに、国際競争力の強化等を通じて我が国経済に貢献する観点から、「国際物流の動向を踏まえた保税制度のあり方について」を令和6年6月にとりまとめ、公表したところです。
- このように、税関行政や保税制度を取り巻く環境が大きく変化する中、保税制度について、水際取締りの水準を維持しつつ、利便性向上や利活用促進に向けて順次検討を進めてきているところであり、今般、一定の結論を得たものについて、関税法基本通達等の改正により、必要な見直しを実施することとしたものです。

【主な改正項目（詳細は各問を参照）】

- ① 電磁的記録による保税台帳の保存について、一定の要件のもと、保存する媒体等を倉主等が任意に選択可能としました。これにより、保税台帳自体をクラウドサービス等へ保存することが可能となります。
- ② 保税蔵置場の許可基準のうち量的要件（貨物取扱見込量に係る要件）を緩和しました。一方で、引き続き、自主管理制度の適正な実施を確保するため、申請者が新規事業者等の場合における保税蔵置場の許可期間等は3年を超えないこととしました。
- ③ 保税蔵置場の許可基準のうち人的要件について、被許可者に求める業務遂行能力を明確化するとともに、その審査方法の平準化を図りました。一方で、通信販売貨物を蔵置する保税蔵置場に対しては、通信販売貨物の特性を踏まえ適切な貨物管理を実施するための詳細な手順等を社内管理規定に規定することとしました。
- ④ 水際取締りの水準を維持しつつ、仮陸揚貨物の保税運送について手続等の明確化を図るとともに、包括保税運送の承認要件について見直しを行いました。

上記のうち、①は令和7年4月1日施行予定、②は同年7月1日施行予定、③及び④は同年10月12日施行予定となります。

(問2) 改正項目によって施行日が違う理由を教えてください。

(※①～④は問1を参照)

- 令和7年10月12日、改正関税法施行令が施行され、関税関係法令における「通信

販売貨物」（以下「通販貨物」といいます。）が定義されるとともに、第7次N A C C Sが稼働開始となります。このため、これらに関連のある③及び④については、一定の準備期間も考慮した上で、同日の施行予定としました。

- 上記以外の①及び②については、事業者への周知期間を考慮した上で、①については令和7年4月1日、②については同年7月1日をそれぞれ施行予定としました。

2. 令和7年4月1日施行関係

【電磁的記録による保税台帳の保存に係る見直し】(関基34の2-4他)

(問3-1) 電磁的記録による保税台帳の保存に係る見直しについて、趣旨・概要を教えてください。

- 電磁的記録による保税台帳の保存について、次の要件を全て満たす場合には、保存する媒体等を倉主等が任意で選択することを可能としました。これにより、保税台帳自体をクラウドサービス等へ保存することが可能となります。規定の詳細は、関税法基本通達（以下「関基」という。）34の2-4を参照してください。

【要件】（詳細については問3-2及び問3-3を参照してください。）

- ✓ 主務省令（※）第4条第2項及び第3項に規定する措置を講じること
※ 財務省の所管する法令の規定に基づく民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する規則（平成17年財務省令第16号）
- ✓ 関税法第105条の規定により税関職員から帳簿に係る電磁的記録の提示又は提出の要求があった場合にその要求に応じることができるようにしておくこと
- また、これまで必要とされていた電磁的記録による保税台帳の保存に係る事前の届出を不要とし、「帳簿の概要（保存方法を含む。）」を社内管理規定に定めることを求めることとしました。手続の詳細については問3-5を参照してください。
- 更に、これまで、NACCSから配信された民間管理資料を保税台帳としている倉主等に対し、その配信の都度、自社のサーバ等へ取得・保存することを求めていましたが、クラウドサービス等と接続・保存することで、この作業に代えることが可能となります。
- 一方で、関税法に基づく記帳義務が倉主等に課されていることに変更はありませんので、誤記帳、記帳漏れ、情報の消滅（問3-6参照）が発生した場合には、関税法に基づく処分に繋がる可能性があります。引き続き、適切な記帳等に向けた対策をお願いします。

(問3-2) 「主務省令第4条第2項及び第3項に規定する措置」とは何でしょうか。

- 必要に応じ電磁的記録に記録された事項を出力することにより、直ちに明瞭かつ整然とした形式でパソコン・ディスプレイ等に表示及び書面を作成できる措置（主務省令

第4条第2項)並びに電磁的記録に記録された事項について必要な程度で検索できる措置(同条第3項)となります。規定の詳細については、主務省令を参照してください。

【主務省令】

[財務省の所管する法令の規定に基づく民間事業者等が行う画面の保存等における情報通信の技術の利用に関する規則 | e-Gov 法令検索](#)

(問3－3)「税関職員から帳簿に係る電磁的記録の提示又は提出の要求があった場合にその要求に応じることができるようにしておくこと」とはどういうことでしょうか。

- 保税業務検査の実施等のために、税関職員から帳簿に係る電磁的記録の提示又は提出の要求があった場合に、例えば、電磁的記録に記録された事項をダウンロードして提出する等、その要求に応じることができる機能や環境を整えておくことが必要となります。

(問3－4)これまで当社はNACCSから配信される民間管理資料の配信の都度、自社のサーバ等へ取得・保存していましたが、今後もこの取扱いは可能でしょうか。

- 可能です。今般の改正は、電磁的記録による保税台帳の保存について、倉主等が保存する媒体等を「任意に選択することができる」ようにする改正であり、従前の取扱いを妨げるものではありません。

(問3－5)電磁的記録による保税台帳の保存に必要な手続や届出を教えてください。

- これまで、倉主等が電磁的記録による保税台帳の保存を行おうとする場合には、保存方法等についてあらかじめ税関へ届け出るよう求めていましたが、今般の改正により、この事前の届出は不要としました。
- 一方で、引き続き、事業者において適切に保税業務が実施されること及び税關において適切な保税業務検査等の実施を確保することを目的として、今般の改正(関基34の2－9)により、「帳簿の概要(保存方法を含む。)」を社内管理規定に定める(変更後の社内管理規定を遅滞なく税關に提出する)ことを求めることとしました。詳細については問4関連を参照してください。

(問3－6)これまで、情報の消滅がないようバックアップ・データを保存していました。今後、保税台帳をクラウドサービス等へ保存する場合においても、引き続きバックアップ・データの保存は必要でしょうか。

- 保存される保税台帳に係る電磁的記録の適切な保全を確保するため、保税台帳をクラウドサービス等へ保存する場合においても、引き続き、別途バックアップ・データを保税台帳とは別の媒体等に保存する等により、情報の消滅がないよう十分な措置を講じるようお願いします。
- 仮に情報が消滅した場合、消滅の原因がクラウドサービス等にあったとしても、記帳義務は倉主等に課されているものであり、関税法に基づく処分に繋がる可能性がありますので、引き続き、情報の消滅がないよう十分な措置を講じるようお願いします。

【社内管理規定の整備に係る見直し】(関基34の2-9)

(問4-1) 社内管理規定の整備(関基34の2-9)に係る見直しについて趣旨・概要を教えてください。

- 社内管理規定の内容を変更した場合には、変更後の社内管理規定を遅滞なく税関に提出することを求める旨を明確化しました。
- また、電磁的記録による保税台帳の保存に係る負担軽減を図るため、クラウドサービス等への保存を可能としたこと(問3関連参照)に併せて、事業者において適切な記帳・保存が実施されること及び税関において適切な保税業務検査等の実施を確保することを目的として、「帳簿の概要(保存方法を含む。)」を社内管理規定に定めることを求ることとしました。

(問4-2) 「帳簿の概要(保存方法を含む。)」について、具体的に教えてください。

- 「帳簿の概要(保存方法を含む。)」について、保存方法(書面又は電磁的記録)のほか、電磁的記録で保存する場合には、その媒体等(例:自社サーバ、クラウドサービス等の概要(名称等))や保存開始日について定めるようお願いします。
- 保税地域(保税地域コード)ごと、取り扱う貨物の種類ごと、NACCSから配信される民間管理資料等ごとに保存方法等が異なる場合には、それぞれ分けて記載するようお願いします。
- 社内管理規定における他の規定と同様に、事業者の実情(例:一の社内管理規定で複数の保税地域が対象となる、決裁権者が異なる等)に応じて、必要に応じて別紙等を作成の上、社内管理規定の一部と位置付けることも可能です。

(問4-3) いつまでに社内管理規定に「帳簿の概要(保存方法を含む。)」を定め、変更後の社内管理規定を税関に提出する必要がありますか。

- 保税台帳について従前と異なる保存方法等に変更(例:紙から電磁的記録による保存への変更、電磁的記録の保存先を自社サーバからクラウドサービス等へ変更等)した場合には、社内管理規定を変更の上、遅滞なく税関に提出するようお願いします。
- 保存方法等を変更しない場合にも同様に、社内管理規定に「帳簿の概要(保存方法を含む。)」を定めることを求めることがあります、直ちに対応することを求めるものではなく、負担の無い範囲で早めに対応するようお願いします。例えば、社内管理規定の別の事項を変更する際に「帳簿の概要(保存方法を含む。)」についても併せて定める、許可期間の更新までに「帳簿の概要(保存方法を含む。)」を定める等、実情(社内手続等)に応じて可能な限り柔軟な対応を検討しますので、税関に相談し

てください。

【許可の際に付する条件に係る見直し】(関基42－11他)

(問5－1) 許可の際に付する条件(関基42－11他)に係る見直しについて、趣旨・概要を教えてください。

- 越境電子商取引の拡大に伴う輸入件数の急増等を踏まえ、保税蔵置場等の許可の際に付する条件を追加等するものです。
- 保税蔵置場の許可の際に付する条件については、次の見直しを行いました。規定の詳細については、関基42－11を参照してください。
 - ① これまでも、蔵置貨物の種類の変更、貨物の収容能力の増減又は周辺状況の変化等に応じて、外国貨物の適切な保全を図るための必要な措置を講じるべき旨の条件を付しているところですが、近年の輸入件数の急増等を踏まえると、「貨物取扱量の増減」という状況変化も十分に考慮すべきであることに加えて、外国貨物の適切な保全のみならず「適正な貨物管理体制及び税関手続の履行を確保する」といった観点も重要ですので、適時の社内管理規定の見直し等、講すべき措置の明確化も含め、当該条件を見直すこととしたものです(関基42－11(7))。
 - ② これまでも、税関法令違反が疑われる事象が起きた場合には直ちに税関に報告していただいているものと認識しておりますが、これについて、引き続き確實に実施していただくため、許可の際に付する条件と位置づけ明記することとしました(関基42－11(8))。
- 保税工場及び総合保税地域の許可の際に付する条件についても、改正後の保税蔵置場の許可の際に付する条件(関基42－11)の内容を踏まえ、所要の見直しを実施します。規定の詳細については、関基56－14及び関基62の8－7をそれぞれ参照してください。

(問5－2) 「税関法令違反が疑われる事象が起きた場合には直ちに税関に報告する」旨の条件が追加されましたか、具体的にどのようなものか教えてください。

- 保税蔵置場の業務について税関法令に違反(関基48－1別表1参照)したことが疑われる事象が起きた場合や、搬入、搬出、内容点検等の際に輸出入してはならない貨物であることが疑われる貨物を発見した場合等には、直ちに税関へ報告してください。

3. 令和7年7月1日施行関係

【量的要件の緩和】（関基43－1(4)）

（問6）保税蔵置場の許可基準（関基43－1）のうち、量的要件の緩和（同(4)関係）について、趣旨・概要を教えてください。

- 保税蔵置場の許可基準のうち量的要件（貨物取扱見込量に係る要件）について、保税制度を活用した新規事業を行いややすくするため、緩和しました。
- 具体的には、これまで既存の同種条件にある保税蔵置場と比較して同程度以上の貨物取扱見込量があることを基準としていましたが、これを改め、「保税蔵置場の許可を受けようとする期間内に外国貨物の取扱見込が複数回あること」を基準とすることとしました。規定の詳細については、関基43－1(4)を参照してください。

【許可期間等に係る見直し】（関基42－10他）

（問7－1）保税蔵置場等の許可期間やその更新の期間に係る見直しについて、趣旨・概要を教えてください。

- 今般の通達改正により保税制度の利活用促進（例：量的要件の緩和（問6参照））を図る一方で、引き続き、事業者による自主管理制度の適正な実施を確保する必要があるため、6年を超えない（関基42－10他）こととされている保税蔵置場等の許可期間及びその更新の期間について、次の場合には3年を超えないこととしました。詳細についてはそれぞれの規定を参照してください。

【許可期間（関基42－10、61の4－1）】

- ✓ 申請者が、現に保税地域の許可等を受けていない者である場合
- ✓ 申請者が、現に受けている保税地域の許可等の日から3年を経過していない者である場合
- ✓ 申請者が現に許可等を受けている保税地域に係る非違（法の規定に違反する行為をいい、以下問7関連において同様とします。）が行われた日から3年を経過していない場合（※）

【許可期間の更新期間（関基42－12、56－15）】

- ✓ 許可期間が満了する日から過去3年以内に非違が行われた場合（※）
- ※ 非違の内容及び再発防止策の履行状況等を踏まえ、改善措置が十分であると認められる場合を除く。
- 非違が行われないための対策を講じることはもちろん重要ですが、非違の発生に自ら気づくことができる体制を構築するとともに、万が一非違が発生した場合には、直ちに税関へ報告し、適切な再発防止策を講じることも非常に重要です。引き続き、自主管理制度の適正な実施を確保するため、非違防止等に向けた適切な取組みをお願いします。

（問7－2）関基42－10や関基61の4－1における「保税地域の許可等」や「保税地域の許可等の日」について具体的に教えてください。

- 「保税地域の許可等」とは、保税蔵置場又は保税工場の許可、関税法第50条第2項又は同法第61条の5第2項の届出の受理並びに指定保税地域又は総合保税地域において貨物を管理する者になることをいいます。
- 「保税地域の許可等の日」とは、保税蔵置場又は保税工場の許可期間の初日、届出蔵

置場又は届出工場としての業務開始日並びに指定保税地域又は総合保税地域で貨物を管理する者になった日をいい、二以上の許可等を受けている場合には、これらのうち最初に受けた許可等の日をいいます。

(問7－3) 保税蔵置場に対する処分基準（関基48－1）に係る見直しについて、趣旨・概要を教えてください。

- 保税蔵置場の業務について非違が行われた場合の処分点数の算出にあたり、次の見直しを行いました。規定の詳細については関基48－1を参照してください。
 - ✓ 直ちに再発防止のための方策を講じた場合に減算することができるものとされているところ、「過去」に同様の非違が行われた場合にはその対象外（関基48－1(1)ハ(木)）とされていますが、これを「過去3年」に改めることで、対象期間の明確化を図りました。
 - ✓ 処分を行わなかった非違が行われてから3年以内に非違が行われた場合には、その期間に応じて点数を加算することとされています（関基48－1(1)ハ及び別表2 加算点数表③）が、当該処分が行われなかった非違が、保税台帳の誤記帳等に係るものであって、故意により行われたものではなく、かつ、自ら非違が行われた旨の申出があった場合又は直ちに再発防止のための方策を講じた場合は、その加算の対象から除外することとしました。
- 指定保税地域にあっては関基41の2－2、保税工場にあっては関基61の4－9、保税展示場にあっては関基62の7－3、総合保税地域にあっては関基62の14－1でそれぞれ準用されます。
- 非違が行われないための対策を講じることはもちろん重要ですが、非違の発生に自ら気づくことができる体制を構築するとともに、万が一非違が発生した場合には、直ちに税関へ報告し、適切な再発防止策を講じることも非常に重要です。引き続き、自主管理制度の適正な実施を確保するため、非違防止等に向けた適切な取組みをお願いします。

4. 令和7年10月12日施行関係

【業務遂行能力の明確化及び審査方法の平準化】(関基43－1(1)他)

(問8) 保税蔵置場の許可基準(関基43－1)のうち、業務遂行能力の明確化及び審査方法の平準化(同(1)関係)について、趣旨・概要を教えてください。

- 保税蔵置場の許可要件である「保税蔵置場の業務を遂行するのに十分な能力」(関税法第43条第8号)（以下「業務遂行能力」といいます。）について、利用者等から「わかりにくい」といった趣旨の声が寄せられていました。これを踏まえ、保税制度の利活用促進等に向けて、申請者に求める業務遂行能力の明確化を図りました。
- 具体的には、申請に係る保税蔵置場の蔵置貨物の種類及び貨物取扱量並びにこれらに応じた業務内容から判定し、申請者が次に掲げる知識及び能力を十分に有することを求める 것을明確化しました。規定の詳細については、関基43－1(1)を参照してください。なお、保税工場(関基61の4－9で準用)及び保税展示場(関基62の7－3で準用)の申請者や、総合保税地域(関基62の8－3)の貨物管理者もこれに準じます。
 - ✓ 保税蔵置場の業務を行う上で必要な法令等についての知識
 - ✓ 確実な記帳(帳簿の保存を含む。)を行うことができる能力
 - ✓ 法令等に基づき、外国貨物等について搬入、蔵置、取扱い、搬出の各段階における業務を適正に処理すること及び税関手続を適正に履行することができる能力
 - ✓ 施設的要件(関基43－1(3))を満たす施設において、社内管理規定に基づき、保税地域における貨物の亡失等を防止し、外国貨物の適切な保全を図るための体制、業務手順、手続等を確保できる能力
- また、業務遂行能力の審査方法は、原則として、社内管理規定で定めた貨物管理責任者からのヒアリング等により行います。その際、社内教育の実施状況についても併せて確認します。ただし、申請に係る保税蔵置場が通販貨物を蔵置する保税蔵置場(問9関連参照)である場合には、貨物管理責任者に加えて保税蔵置場の業務に携わる貨物管理責任者以外の従業者からもヒアリング等を実施することにより、社内管理規定に定めた詳細な手順等(問9－3参照)について、その実効性を確認します。なお、通販貨物を蔵置する総合保税地域の貨物施設(関基62の8－3)もこれに準じます。

【通販貨物を蔵置する保税蔵置場等における貨物管理】(関基42－18他)

(問9－1) 通販貨物を蔵置する保税蔵置場等における貨物管理(関基42－18他)について、趣旨・概要を教えてください。

- 保税蔵置場の被許可者及び総合保税地域の貨物施設の貨物管理者に対しては、社内管理規定を定めて適切な貨物管理を行うことを求めているところですが、越境電子商取引の拡大に伴う通販貨物の輸入件数の急増を踏まえ、通販貨物を蔵置する保税蔵置場等に対しては、通販貨物の特性を踏まえ、より適切な貨物管理を実施するための詳細な手順等を社内管理規定に規定することとしました。
- 具体的には、貨物の搬入から搬出までの各段階における業務の処理及び税関手続が大量の貨物に対して同時期に集中して行われるといった通販貨物の特性を踏まえ、こうした状況においても、適正に業務処理等が行われるための詳細な手順等について社内管理規定に規定することとしました。規定の詳細については、関基42－18(総合保税地域は関基62の15－2で準用)を参照してください。

(問9－2) 「通販貨物」とは具体的にどういう貨物ですか。

- 「通販貨物」とは、改正関税法施行令(令和7年10月12日施行予定)第59条第1項第6号に該当する輸入貨物をいいます。
- 「通販貨物」は、インターネット通販サイト等を通じて購入された後、販売者等により外国から日本国内に宛てて発送された貨物であるため、外国から日本への運送中や日本到着後に売買契約が締結される貨物(FS利用貨物等)は、該当しません。
- 個人が購入する場合に限らず、法人が購入する場合も「通販貨物」になります。

(問9－3) 「通販貨物」を蔵置する保税蔵置場等が社内管理規定に規定する必要がある「詳細な手順等」とは、具体的にどのような手順等でしょうか。

- 通販貨物を蔵置する保税蔵置場及び総合保税地域の貨物施設に対しては、貨物の搬入から搬出までの各段階における業務の処理及び税関手続が大量の貨物に対して同時期に集中して行われるといった通販貨物の特性を踏まえ、こうした状況においても、適正に業務処理等が行われるための詳細な手順、体制及び設備について社内管理規定することとしました。具体的には次の4つです。それぞれの規定については、関基42－18(1)(総合保税地域は関基62の15－2で準用)を参照してください。
 - ✓ 関基42－18(1)イは、保税蔵置場等に蔵置されている通販貨物の状況や具体的な蔵置場所について、適時に把握することができる手順等について詳細に規定するこ

とを求めるものです。例えば、大量の貨物が同時期に蔵置されている場合において、それぞれの貨物がどのような状況（例：輸入申告前、輸入許可後等）にあるのか、また、具体的な蔵置場所（例：棚等）はどこなのか等について、適時に把握することができるための手順等となります。

- ✓ 同口は、通販貨物に係る貨物の取扱い（例：内容点検、仕分け等）について、通関業者等が実施するものも含めて、適正に行うための手順等について詳細に規定することを求めるものです。例えば、通関業者により大量の貨物に対して同時期に集中して内容点検が行われる場合において、保税蔵置場等としての業務（例：蔵置場所から内容点検実施場所へ貨物を移動する作業、立会い、貨物の取扱い終了後に貨物を具体的な蔵置場所へ戻す作業等）が適正に行われるための手順等となります。
- ✓ 同ハは、税関による検査等に対して、適切に対応するための手順等について詳細に規定することを求めるものです。例えば、大量の貨物が同時に搬入される場合において、税関が行う保税運送貨物の検査や到着時確認等、輸入貨物の検査や貨物確認に対して、作業スペースの確保や立会い等、適切に協力していただくための手順等となります。
- ✓ 同ニは、前記口（貨物の取扱い）又は前記ハ（税関による検査等）の結果、貨物に異常が確認された場合において、当該貨物の亡失等を防止し適切に保全するとともに、他の貨物と混合しないよう区分蔵置するための手順等について詳細に規定することを求めるものです。例えば、大量の貨物に対して税関による検査が行われた場合において、一部の貨物から異常が確認されたときは、全ての検査指定貨物に対して深度ある検査が必要となることがあります。このような場合には、翌日以降に検査が継続されることもありますので、保税蔵置場等において適切な保全や区分蔵置が非常に重要となります。こうした対応を適切に行うための手順等となります。

（問9－4）「通販貨物」を蔵置する全ての保税蔵置場等が、詳細な手順等を社内管理規定に規定する必要があるのでしょうか。対象外はありますか。

- 「通販貨物」を蔵置する全ての保税蔵置場及び総合保税地域の貨物施設が関基42－18(1)の対象となるわけではなく、同(2)において対象外となる保税蔵置場を規定（総合保税地域については関基62の15－1で準用）しています。具体的には次のとおりです。
 - ① 外国貿易船から船卸しし又は外国貿易機から取卸した貨物が直接搬入される保税蔵置場（関基42－18(2)イ）
 - ② 法第50条第1項に規定する届出に係る場所（同(2)口）
 - ③ 通販貨物の取扱量並びに関基43－1(1)イに規定する知識及び能力を総合的に勘案し、詳細な手順等を定める必要ないと認められる保税蔵置場（同(2)ハ）

(問9－5) 保税蔵置場等として、蔵置する貨物が「通販貨物」か否かをどのように判断すればよいのでしょうか。

- 令和5年度関税改正において、輸入申告項目に「通販貨物に該当するか否か」等が追加（令和7年10月12施行予定）されますので、引合い等の際に、保税蔵置場等の顧客（荷主）責任者等から輸入者、通関業者等に確認することにより、保税蔵置場等において蔵置する貨物が「通販貨物」か否かを判断してください。

(問9－6) 「通販貨物」を蔵置する保税蔵置場の許可を新規に申請する場合、保税蔵置場の許可申請書に記載する「蔵置する貨物の種類」の欄にどのように記載すればよいでしょうか。また、総合保税地域の貨物施設の場合はどうでしょうか。

- 施行日以後に保税蔵置場の許可を申請する場合には、保税蔵置場許可申請書の「蔵置する貨物の種類」欄に「通販貨物」と記載してください。なお、今般、保税蔵置場許可申請書に係る記載要領及び留意事項（税関関係様式通達）も併せて改正しましたので、詳細については、そちらを参照してください。
- 施行日より前に保税蔵置場の許可を申請する場合には、その時点で特別に必要な手続はありませんが、施行日以後において必要な手続等（問9－7参照）がありますので、早めに税関に相談してください。
- 上記2つは保税蔵置場を例にしましたが、総合保税地域の貨物施設における取扱いも同様となります。

(問9－7) 当社は、既に許可を受けている保税蔵置場等であって、施行日より前から「通販貨物」を取り扱っているのですが、どのように対応したらよろしいでしょうか。

- 施行日以後に保税地域許可内容の変更（蔵置貨物の種類変更）に係る手続を行ってください。また、対象外となる場合（問9－4参照）を除き、社内管理規定に詳細な手順等を規定することが求められます（問9－3参照）ので、早めに税関に相談してください。
- 上記の手続等について負担の無い範囲での早めの対応が期待されますが、事業者の社内手続等の事情も踏まえ、必ずしもこのためだけに早急な対応を求めるものではありません。例えば、許可期間の更新までに対応する等、実情に応じて可能な限り柔軟な対応を検討しますので、税関に相談してください。

(問9－8) 当社は、既に許可を受けている保税蔵置場等であって、これから「通販貨物」を蔵置したいと考えているのですが、どのように対応したらよろしいでしょうか。

- 施行日より前に通販貨物の蔵置を開始する場合には、その時点で特別に必要な手続はありませんが、施行日以後において必要な手続等（問9－7参照）がありますので、早めに税関に相談してください。
- 施行日以後に通販貨物の蔵置を開始する場合には、保税地域許可内容の変更（蔵置貨物の種類変更）に係る手続を行ってください。なお、通販貨物を蔵置する保税蔵置場等については、社内管理規定に詳細な手順等を規定することが求められます（問9－3参照）が、対象外（問9－4参照）となる場合もありますので、早めに税関に相談してください。

（問9－9）当社は混載貨物やSP貨物を取り扱っていますが、その中の一部に「通販貨物」が含まれて搬入されることがあります。このように「通販貨物」の取扱いが僅少な場合にも、「通販貨物」を蔵置する保税蔵置場等として、何らかの手続等が必要でしょうか。

- 通販貨物を蔵置する保税蔵置場等は、その取扱量の多寡によらず、一定の手続等が必要となります。具体的には、新規申請の場合にあっては保税蔵置場許可申請書の「蔵置する貨物の種類」欄に「通販貨物」と記載します。既に許可を受けている場合には保税地域許可内容の変更（蔵置貨物の種類変更）に係る手続を行う必要があります。その上で、社内管理規定に詳細な手順等を規定することが必要になります（問9－3参照）が、対象外（問9－4）となる場合もありますので、早めに税関に相談してください。

【仮陸揚貨物の保税運送に係る手続等の明確化】（関基 21-5他）

（問 10-1）仮陸揚貨物の保税運送に係る手続等（関基 21-5他）の明確化について、趣旨・概要を教えてください。

- 我が国を経由し、第三国向けに輸送する国際トランシップ輸送のニーズの高まりに応えるとともに利用者の利便性向上を図る必要があります。こうした国際物流の動向変化等を踏まえ、仮陸揚貨物の保税運送について、水際取締りの水準を維持しつつ、手続等の明確化を図ることとしたものです。
- 具体的には次の見直しを行いました。規定の詳細については、関基 21-5他を参照してください。
 - ✓ 仮陸揚貨物の積込みについて、その貨物を陸揚げした港等（以下「陸揚港等」といいます。）以外の港等から行うことができるなどを明確化しました。（関基 21-5）
 - ✓ 仮陸揚貨物の保税運送について、仮陸揚届提出時の便宜的な手続により承認を受けられるものと、当該便宜的な手続ではなく、一般の保税運送手続により承認を受ける必要があるものを明確化しました（関基 21-4、21-5）。

（問 10-2）当社は、国際トランシップ貨物を取り扱い、陸揚港等以外の港等から積込みを行います。このような国際トランシップ貨物の保税運送についてどのような手続が必要でしょうか。なお、自社倉庫で再混載を行うことも検討しております。

- 国際トランシップ貨物について、陸揚港等から陸揚港等以外の港等へ直接運送され、かつ、取締上支障がないと認められるときは、仮陸揚届提出時の便宜的な手続により、保税運送の承認を併せて受けすることが可能です。上記以外の保税運送（例：陸揚港等以外に所在する自社倉庫で再混載を行うための保税運送等）の場合には、仮陸揚届の提出に加え、別途、一般の保税運送手続（関基 63-5他）が必要です。
- なお、自社倉庫で仮陸揚貨物を取り扱う場合には、保税地域許可内容の変更（蔵置貨物の種類変更）に係る手續が必要となりますので、早めに税關に相談してください。

（問 10-3）国際トランシップ貨物について包括保税運送は可能でしょうか。

- 特定保税承認者、特定保税運送者又は認定通関業者の責任において他の船舶又は航空機への積替えのために運送される国際トランシップ貨物のうち、一定の要件を満たしたものについては、包括保税運送は可能です（問 11-3 参照）。規定の詳細については、関基 63-22 を参照してください。

【包括保税運送の承認要件の見直し】(関基 63-22)

(問 11-1) 包括保税運送の承認要件（関基 63-22）の見直しについて、趣旨・概要を教えてください。

- 越境電子商取引の拡大に伴う輸入件数の急増や物流業界の人手不足等を受け、事業者から包括保税運送の承認要件の見直しに係る要望が寄せられていることを踏まえ、水際取締りの水準を維持しつつ、必要な見直しを行うこととしたものです。
- 具体的には次の見直しを行いました。規定の詳細については、関基 63-22 を参照してください。
 - ✓ 包括保税運送の承認要件である保税運送の頻度については、これまで、保税運送が「継続的に行われること」を求めていましたが、これを明確化しました。詳細については、問 11-2 を参照してください。
 - ✓ 包括保税運送の対象となる貨物について、貨物の類型（例：仮陸揚貨物、通販貨物等）ごとに、利便性向上等のために対象とするもの、水際取締りの水準を維持するために一定の条件が必要なもの等について整理しました。詳細については、問 11-3 を参照してください。

(問 11-2) 包括保税運送の対象となる保税運送の頻度（関基 63-22(2)）の見直しについて、具体的に教えてください。

- 包括保税運送の承認要件である保税運送の頻度については、これまで、保税運送が「継続的に行われること」を求めていましたが、これを明確化しました。規定の詳細については、関基 63-22(2) を参照してください。
- 具体的には、「承認を受けようとする期間内におおむね月 2 回以上の頻度」を求めることとし、必ずしも毎月 2 回以上の運送見込みがなくとも、平均して月 2 回以上（例：承認を受けようとする期間内に隔月で月 4 回以上の運送が見込まれる場合等）の運送見込みがあれば、当該要件を満たします。

(問 11-3) 包括保税運送の対象となる貨物（関基 63-22(3)）の見直しについて、具体的に教えてください。

- 包括保税運送の対象となる貨物について、貨物の類型（例：仮陸揚貨物、通販貨物等）ごとに、利便性向上等のために対象とするもの、水際取締りの水準を維持するために一定の条件が必要なもの等について整理しました。規定の詳細については、関基 63-22(3) を参照してください。
- 仮陸揚貨物については、航空会社・船会社等の責任で運送されるものや船卸後に開扉

されていないコンテナー詰貨物のほか、関基 21-1(2)ハからトまでの貨物（例：洗濯、修理等のために仮陸揚された船（機）用品等）が対象となります。

- また、特定保税承認者、特定保税運送者又は認定通関業者（以下「特定保税承認者等」といいます。）の責任で船舶又は航空機への積替えのために運送される仮陸揚貨物（国際トランシップ貨物）のうち、次に掲げるいずれかに該当するものも対象となります。ただし、航空貨物においては、当該特定保税承認者等の責任により、積荷に関する事項の報告（関税法第15条第9項）、仮陸揚の届出（関税法第21条）及び運送が一貫して行われるものに限ります。なお、海上貨物については、前記のとおり、コンテナー詰貨物等が対象となります。
 - ✓ 陸揚港等から積込みをしようとする港等まで直接運送されるもの
 - ✓ 特定保税承認者等の保税地域と航空会社等の保税地域との間で運送されるもの
- 通販貨物については、航空会社・船会社等の責任で運送されるものや船卸後に開扉されていないコンテナー詰貨物のほか、特定保税承認者等の責任で運送されるものが対象となります。また、これ以外にも、税関職員が発送時・到着時における貨物の確認や関係書類の提示等を求めた場合に応じることができるもののが対象となります。
- その他の貨物について、前記通販貨物の要件に準じた貨物のほか、特例輸入者により輸入される貨物で当該特例輸入者の責任で運送されるものや、従前から認めていた貨物（例：保税作業による製品等）も引き続き対象となります。

（問11-4）当社は特定保税承認者（特定保税運送者、認定通関業者）ですが、実際の運送は他社に委託しています。このような場合、包括保税運送の承認を受けることができるのでしょうか。

- 特定保税承認者等が実際の運送を他社に委託する場合であっても、関基63-22に規定する要件を満たしている場合は、当該特定保税承認者等が包括保税運送の承認を受けることができます。この場合において、包括保税運送承認後の個別の運送に係る手続や指定された期間内に運送貨物が到着しなかった場合の関税の納付等は、包括保税運送の承認を受けた特定保税承認者等の責任で行う必要があります。

（問11-5）施行日の前に、「施行日をまたぐ包括保税運送」の承認を既に受けている場合又は申告を予定している場合の取扱いを教えてください。

- 施行日の前に、「施行日をまたぐ包括保税運送」の承認を既に受けている場合について、当該承認は施行日以後においても有効であり、特段の手續は不要です。
- 施行日の前に、「施行日をまたぐ包括保税運送」の申告を予定している場合についても、施行日をまたぐことに関して特段の制限はありません。ただし、施行日前に申告

する場合には、改正前の通達の規定に基づき承認要件が判断されることとなります。